

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

ページ

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表総務部の項中「、財産利用推進室」を削り、同表保健福祉部の項中「医療整備課」の下に「、医学部設置推進室」を加え、同表経済商工観光部の項中「富県宮城推進室」の下に「、企業復興支援室」を加え、「自動車産業振興室、産業立地推進課」を「産業立地推進課、自動車産業振興室」に改める。

第十一条職員厚生課の分掌事務の項第三号中「及び子ども手当」を削り、同項第六号中「及び財団法人宮城県職員互助会」を「、一般財団法人宮城県職員互助会」に改め、「(いう)」の下に「及び一般財団法人宮城県警察職員互助会(昭和五十年八月一日に財団法人宮城県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同条私学文書課の分掌事務の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十八条第一項に規定する重大事態に関すること。

第十一条管財課の分掌事務の項中第十一号を第十三号とし、第二号から第十号までを二号ずつ繰り

下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 普通財産の利活用に関すること。

三 普通財産(公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)第十二条第三項第三号の規定により指定された財産を除く。)の管理及び処分に関すること。

第十一条財産利用推進室の分掌事務の項を削る。

第十二条情報政策課の分掌事務の項に次の一号を加える。

八 社会保障・税番号制度の推進に関すること。

第十四条社会福祉課の分掌事務の項第二十号中「ホームレス」を「生活困窮者」に改め、同条医療整備課の分掌事務の項の次に次のように加える。

医学部設置推進室

医学部設置に関すること。

第十四条長寿社会政策課の分掌事務の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を削り、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 地域包括ケア施策の総合的な調整に関すること。

四 認知症高齢者対策の総合的な調整に関すること。

第十五条富県宮城推進室の分掌事務の項の次に次のように加える。

企業復興支援室

被災企業の復興支援に関すること。

第十五条自動車産業振興室の分掌事務の項を削り、同条産業立地推進課の分掌事務の項の次に次のように加える。

自動車産業振興室

自動車関連産業の振興に関すること。

第十六条林業振興課の分掌事務の項第十六号中「財団法人みやぎ林業活性化基金」を「公益財団法人みやぎ林業活性化基金」に改め、同条水産業振興課の分掌事務の項中第十九号を削り、第二十九号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第十八条事業管理課の分掌事務の項第十号中「財団法人みやぎ建設総合センター」を「一般財団法人みやぎ建設総合センター」に改め、同条港湾課の分掌事務の項第九号中「財団法人宮城県フェリー埠頭公社」を「公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社」に改める。

第二十一条の四第一項の表総務部の項を次のように改める。

人事課

行政管理室

総務部	私学文書課	県政情報公開室
税務課		地方税徴収対策室

第二十一条の四第一項の表保健福祉部及び経済商工観光部の項を次のように改める。

保健福祉部	保健福祉総務課	震災援護室
	医療整備課	医学部設置推進室
	健康推進課	疾病・感染症対策室
経済商工観光部	経済商工観光総務課	富県宮城推進室、企業復興支援室
	産業立地推進課	自動車産業振興室
	国際経済・交流課	海外ビジネス支援室

第二十一条の四第二項第三号中「(総務部管財課にあつては、総務部財産利用推進室の分掌事務のうち公有財産の処分に関するものに係る契約の締結を除く。)」を削る。

第二十二條第三項の表食の安全安心推進専門監の項を削り、同表男女共同参画社会推進専門監の項の次に次のように加える。

安全安心まちづくり推進専門監	同	上司の命を受け、安全・安心まちづくりの推進に関する事務を掌理する。
----------------	---	-----------------------------------

第二十二條第三項の表福祉団体指導監査専門監の項を次のように改める。

社会福祉指導監査専門監	同	上司の命を受け、福祉団体の指導及び検査に関する事務並びに生活保護法施行事務監査に関する事務を掌理する。
-------------	---	-----------------------------------------------------

第二十二條第三項の表団体指導監査専門監、開発指導専門監及び施設保全専門監の項を削る。

第二十七條第二項の表所長の項中「土木事務所地域事務所」の下に、「、東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所」を加える。

第四十條第七項第三十三号中「ホームレス」を「生活困窮者」に改める。

第四十一條第六項第十七号中「栄養改善」を「健康・栄養調査、栄養改善」に改める。

第七十二條第四項企画調整部の分掌事務の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 先進的園芸経営体の育成に関する総合的な企画及び調整に関する事。

第九十五條第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、第三十五号を第三十六号とし、第十六号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加え、同項を同条第八項とする。

十六 ダム及びダム管理施設の管理に関する事(東部土木事務所登米地域事務所に限る。)

第九十五條中第六項を第七項とし、同条第五項第二十二号中「関すること」(の下に「東部土木事務所及び」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「同項第十六号、第二十三号及び第二十四号」を「同項第十六号、第二十二号、第二十四号及び第二十七号」に、「建設工事」を「管理」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所を置く。

第九十五條に次の一項を加える。

10 第八項の所掌事務のうち、東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 ダムの操作及び維持管理に関する事。
  - 二 貯水池の維持管理及び取締りに関すること。
  - 三 出水時における対策及び水防連絡に関する事。
  - 四 無線の操作及び管守に関する事。
  - 五 気象、水位及び流量の調査統計に関する事。
- 別表第二宮城県公益認定等委員会の項中「私学文書課及び」を「私学文書課、」に改め、「課室」の下に「及び整備法第二百三十三條第一項に規定する移行法人が実施する公益目的支出計画に関連する事務を所管する課室」を加え、同表宮城県公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

宮城県いじめ防止対策推進法第二十八條第一項の規定による調査の結果その他同項に規定する重大事態に関する重要事項の調査審議に関する事	私学文書課
------------------------------------------------------------------	-------

別表第二宮城県地域医療推進委員会の項の次に次のように加える。

宮城県周産期医療協議会	周産期医療体制の充実強化に関する重要事項の調査審議に関する事	同
-------------	--------------------------------	---

宮城県小児医療協議会  
小児医療体制の充実強化に関する重要事項の調査審議に関すること。  
同

別表第二宮城県調理師試験委員の項を削り、同表宮城県生活習慣病検診管理指導協議会の項中

同 を 「健康推進課」 に改める。

別表第三母子福祉センターの項中「財団法人宮城県母子福祉連合会」を「公益財団法人宮城県母子福祉連合会」に改め、同表視覚障害者情報センターの項中「財団法人宮城県視覚障害者福祉協会」を「公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会」に改め、同表岩出山牧場の項を次のように改める。

岩出山牧場  
大崎市、加美郡加美町  
公益社団法人みやぎ農業振興公社  
畜産課

別表第三岩出山牧場の項に次のように加える。

松岩漁港の指定施設（尾崎A防波堤横泊地①及び尾崎A防波堤横泊地②に限る。）	気仙沼市	宮城県漁業協同組合	水産業基盤整備課
日門漁港の指定施設	同	同	同

別表第三磯崎漁港の指定施設の項中

宮城県漁業協同組合  
水産業基盤整備課  
を

同 同 に改め、同表塩釜漁港の指定施設（釜の

測泊地に限る。）の項の次に次のように加える。

塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地に限る。）  
同  
宮城県漁業協同組合  
同

別表第三気仙沼漁港の駐車場の項の次に次のように加える。

仙台塩釜港仙台区港湾環境整備施設（中央公園及びリバーウォーク）  
仙台市  
株式会社東北ダイケン  
港湾課

別表第三仙台湾多賀城地区緩衝緑地の項中  
株式会社東北ダイケン  
を

同 に改め、同表仙塩流域下水道の項中

一般財団法人宮城県下水道公社  
を  
みやぎ流域下水道施設管理運営  
共同事業体  
に改め、同表鳴瀬

川流域下水道の項中  
石垣メンテナンス株式会社  
を  
みやぎ流域下水道施設管理運営  
共同事業体

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十一条職員厚生課の分掌事務の項の改正規定、同条私学文書課の分掌事務の項第六号を削る改正規定、第十六条林業振興課の分掌事務の項第十六号の改正規定、同条水産業振興課の分掌事務の項第十九号を削る改正規定並びに第十八条、第四十一条、別表第二宮城県公益認定等委員会の項、別表第三母子福祉センターの項、同表視覚障害者情報センターの項及び同表岩出山牧場の項の改正規定は、公布の日から施行する。